

令和 6年 4月 1日

姫路市特殊詐欺対策自動録音電話機等購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特殊詐欺の被害を未然に防止することを目的として、姫路市内に居住する高齢者等に対し、自動録音電話機等の購入費の一部を予算の範囲内において補助することについて、姫路市補助金等交付規則（昭和43年姫路市規則第60号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 着信前自動警告機能 呼出し音が鳴る前に電話を架けた者に対し自動で通話を録音する旨等の警告メッセージを流す機能をいう。
- (2) 自動録音機能 通話の内容を自動で録音する機能をいう。
- (3) 自動録音電話機 着信前自動警告機能及び自動録音機能を有する固定電話機をいう。
- (4) 外付け録音機 固定電話機に接続することにより、当該固定電話機において着信前自動警告機能及び自動録音機能を使用することができる機器をいう。
- (5) 自動録音電話機等 自動録音電話機又は外付け録音機をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有すること。
- (2) 申請時において65歳以上であること又は65歳以上の者と同居していること。
- (3) 過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 次条に規定する補助対象経費に対し、他の補助金の交付を受けていないこと。
- (5) 姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が令和6年4月1日から令和7年1月31日までの間に購入した新品の自動録音電話機等（補助対象者が居住する場所で使用するもの1台に限る。）の購入費とする。ただし、次に掲げる経費については、交付の対象としない。

- (1) 修理、点検等に係る経費
- (2) 消耗品の交換等に係る経費
- (3) 電力の受給その他電話機等の機能を維持するための経費
- (4) 自動録音電話機等の設置に係る経費
- (5) 自動録音電話機等の配送に係る経費

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の全額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額を上限とする。

- (1) 自動録音電話機 10,000円
- (2) 外付け録音機 5,000円

(補助金の交付申請及び請求)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が定める日までに、姫路市自動録音電話機等購入費補助金交付申請書兼請求書（別記様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書その他自動録音電話機等の購入に要した経費を支払ったことが分かる書類
- (2) 自動録音電話機等の品名、型番、主な機能が分かるカタログその他の書類
- (3) 補助金を振り込む口座（申請者本人名義の口座に限る。）の口座番号及び口座名義人を確認することができる書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による交付の申請があったときは、速やかにその内容を

審査して補助金の交付の可否を決定し、その旨を補助金交付可否決定書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(処分の制限)

第8条 補助金の交付を受けた者は、補助金により購入した自動録音電話機等を、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、自動録音電話機等を購入した日から6年を経過した場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による承認をしようとするときは、交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を本市に納入することを条件とすることができる。

(調査への協力)

第9条 補助金の交付を受けた者は、市長が自動録音電話機等の使用状況等について、調査を行う場合は、これに協力するよう努めなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。